令和９・１０年度競争入札等参加資格審査申請要領（物品納入・役務等）

１．申請種別

物品納入、役務等（建設工事に係る測量等コンサルタントを除く）

２．今回の受付

受付区分　定期受付

有効年度　令和９・１０年度（令和９年４月１日～令和１１年３月３１日）

３．申請要件

次のいずれかに該当する者は、競争入札等に参加できません。

（１）　申請時に地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

（２）　「法人市民税または市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税（村山市内に営業所を持つ者)」並びに「法人税または所得税、消費税及び地方消費税（村山市内に営業所を持たない者)」を完納していない者。

（３）　村山市暴力団排除条例（平成 24 年村山市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは暴力団若しくは暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者又は暴力団と密接な関係を有すると認められる者。

４．提出書類及び提出方法

電子申請と持参・郵送、市内業者と市外業者で提出書類が異なりますので、別紙「提出書類一覧」及び「申請の手引き」をご確認ください。

＜電子申請の場合＞

専用フォーム(下記 URL 参照)で受け付けます。

〇物品納入・役務等

https://logoform.jp/form/zkWb/nyusatsu-sanka2027-buppinekimu

＜持参又は郵送による申請の場合＞

提出書類は１部とし、書類番号順に整理し、クリアファイルにまとめるか、クリップ等で留めて提出してください。（ファイル製本はしないでください。）

５．受付期間及び提出先

＜電子申請の場合＞

受付期間　令和８年１１月２日（月）～令和９年２月２６日（金）

＜持参又は郵送による申請の場合＞

受付期間　令和９年２月１日（月）～２月２６日（金）必着 ※土,日,祝休日を除く

提 出 先　＜持参の場合＞午前９時～１１時３０分、午後１時３０分～４時
村山市農村環境改善センター ２階 農事研修室（市庁舎東隣）
＜郵送の場合＞
〒995-8666 山形県村山市中央一丁目３番６号　村山市財政課 管財係

６．問い合わせ

村山市財政課 管財係　☎０２３７－５５－２１１１（内線２２４）

【提出書類一覧　物品納入・役務等】

	書類の種類	注意事項	提出
1	競争入札等参加資格審査申請書 （物品納入・役務等）	指定様式	◎
2	＜法人＞ 登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）（写）	管轄の法務局が発行するもの。 履歴がすべて記載されているもの。	◎
	＜個人＞ 代表者の身分証明書（写）	本籍地の市区町村行政機関が発行するもの。 住民票・戸籍は不可。	
3	印鑑証明書	＜法人＞ 管轄の法務局が発行するもの。	◎
		＜個人＞ 市区町村行政機関が発行するもの。	
4	委任状	営業所等の長に権限を委任する場合に提出。	○
5	使用印鑑届	実印以外に使用印鑑を設定する場合に提出。 営業所等の印鑑を使用する場合も含みます。	○
6	納税証明書（写）	発行可能な最新年度のもの。 「未納税額がないこと」の証明書で可。 納付済領収書は不可。 ●村山市内の本社で登録する場合 ●村山市内の営業所等を委任先として登録する場合 ＜法人＞法人市民税、固定資産税 【村山市役所発行】 消費税及び地方消費税 【税務署発行】 ＜個人＞市民税、固定資産税 【村山市役所発行】 消費税及び地方消費税 【税務署発行】 ●村山市外の本社で登録する場合 ●村山市外の営業所等を委任先として登録する場合 ＜法人＞法人税、消費税及び地方消費税【税務署発行】 ＜個人＞所得税、消費税及び地方消費税【税務署発行】	◎
7	入札参加を希望する営業種目		◎
8	納入実績表	昨年度と今年度において官公庁に納入又は業務完了したものがあれば提出。任意様式も可。	○
9	許可証、認可証　等　（写）	許可又は認可等が必要な事業を行っている場合は、発行されている最新のもの（有効期限内のもの）を提出。	○
10	代理店・特約店証明書（写）	物品販売を行う者で、メーカー等の代理店又は特約店の指定を受けている場合は、発行されている最新のものを提出。	○
11	誓約書	暴力団排除に関する誓約書	◎
12	返信用封筒	郵送申請の場合に提出。 切手貼付、送付先記入。	○

注 ： ◎は必ず提出　 ○は該当する場合に提出
各証明書は、提出日からおおむね3か月以内に発行されたものを有効とします。
電子申請の場合は、原本の持参・郵送は不要です。